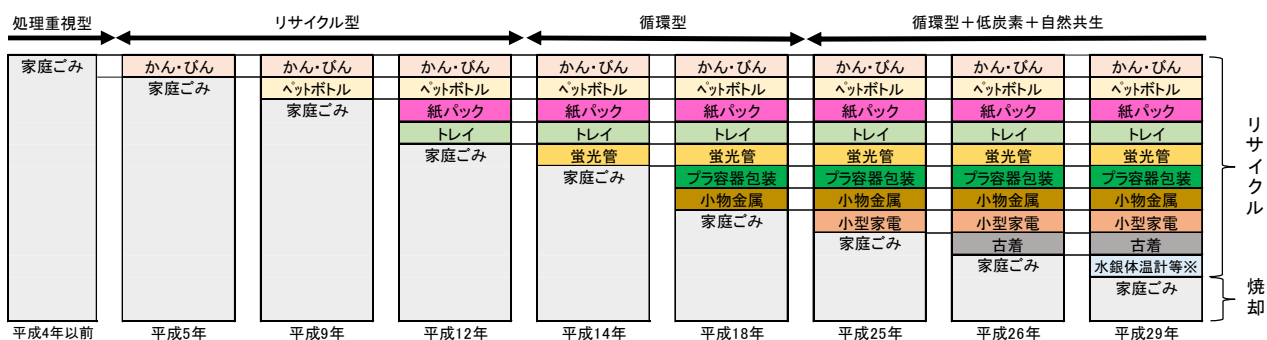


資 料 編

1 本市の廃棄物施策の変遷

本市では、かつて市民から出されたごみを迅速・安全かつ経済的に処理する「処理重視型」として、排出量に合わせて焼却工場を計画的に整備し、最終処分場を確保するなど、効率的で安定的なごみ処理体制を構築してきました。しかしながら、ごみ量の増大やリサイクル意識の高まりなどを受け、平成5年にごみ処理の基本理念を、資源回収を視野に入れた「リサイクル型」に転換し、分別収集の対象品目を順次拡大しながら、ごみの減量化・資源化の施策を展開してきました。その後、平成13年には発生抑制、再使用、再生利用のいわゆる3Rとグリーン購入に至るまでの総合的な取組みを基本とする「循環型」に、さらに平成23年には、「循環型」に「低炭素」と「自然共生」を加え、循環型社会の形成に向けて様々な施策に取り組んできました。

【北九州市における分別の経過】



※水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計

※※北九州市では、従来から「不燃ごみ」の区分は設けていない。

2 北九州市における分別・リサイクルに関する基本的な考え方

北九州市における分別・リサイクルは、次のような考え方に基づき進めています。

ア 市民や事業者の自主的な取組みの促進

すべて行政回収を前提とするのではなく、市民や事業者の自主的な取組みを促進することが、地域コミュニティを活性化し、市民一人ひとりの3R意識を醸成することとなります。また、社会的コストの抑制にもつながります。

イ 分別の種類

分別の種類の見直しは、次の3点を総合的に勘案して進めます。

○ 市民にとっての分別の分かりやすさ

分別収集には市民の協力が不可欠であり、市民にとって分別の仕組みや方法が分かりやすいことが重要です。

○ リサイクル技術の確立、再生品需要の有無

リサイクルされるルート(社会システムの整備)がなければ資源は循環しません。また、再生品の需要がなければ不要品を生産することとなり、無駄なエネルギー使用につながります。

○ コストを含めた効率性

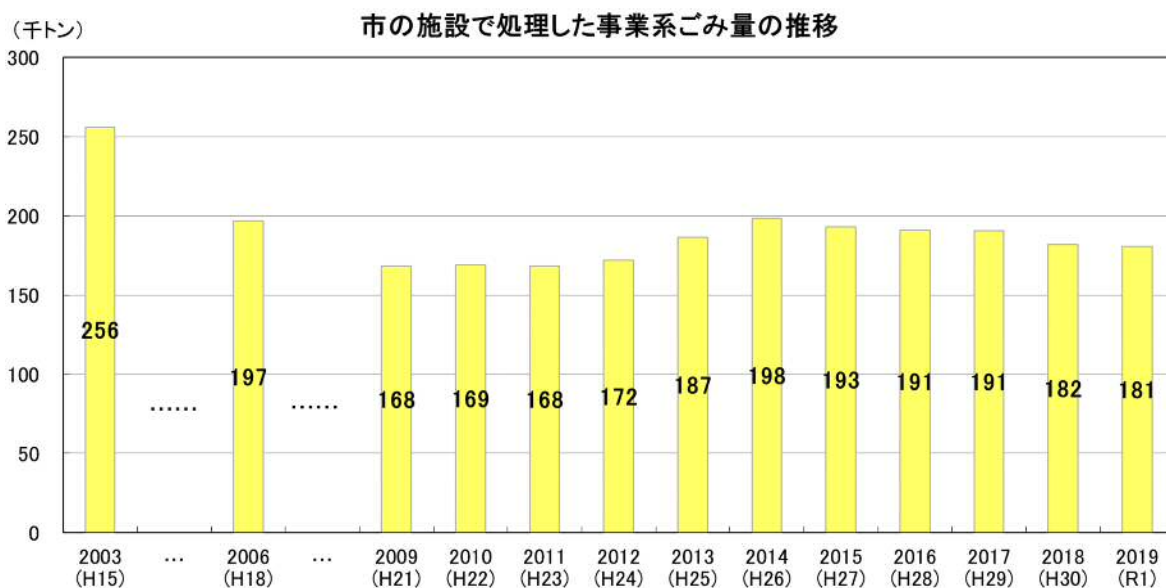
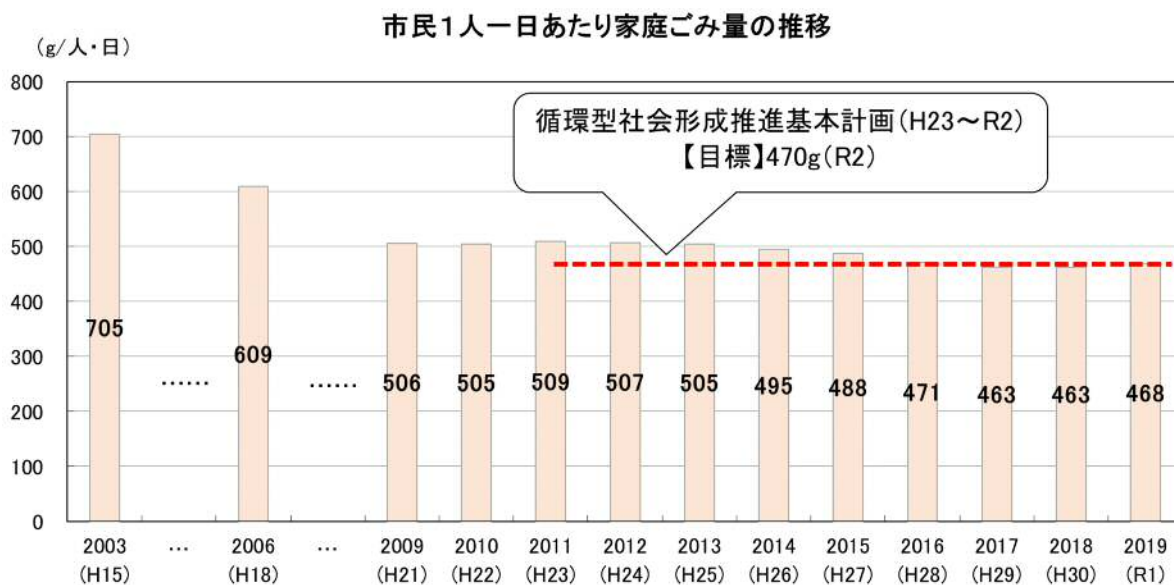
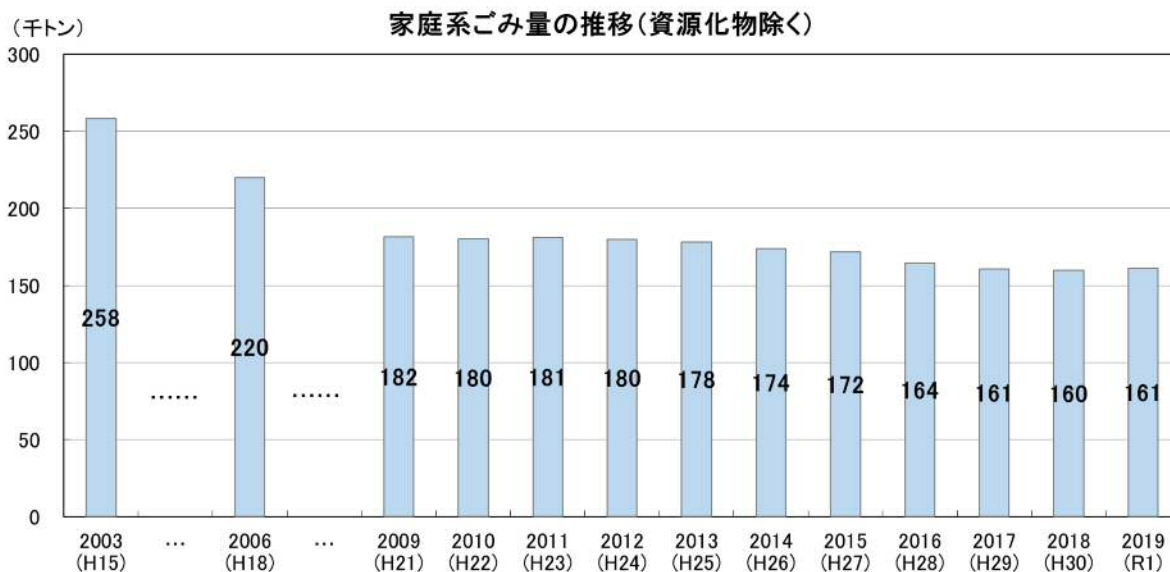
リサイクルによって、回収される資源以上にエネルギーやコストがかかるものは効率的ではありません。また、市民の手元で分別するのか、収集後に選別するのか、ステーション回収とするのかなど、各家庭からの排出量や収集運搬・選別にかかるコストを考慮する必要があります。

3 これまでのごみ減量・リサイクルの主な取組み

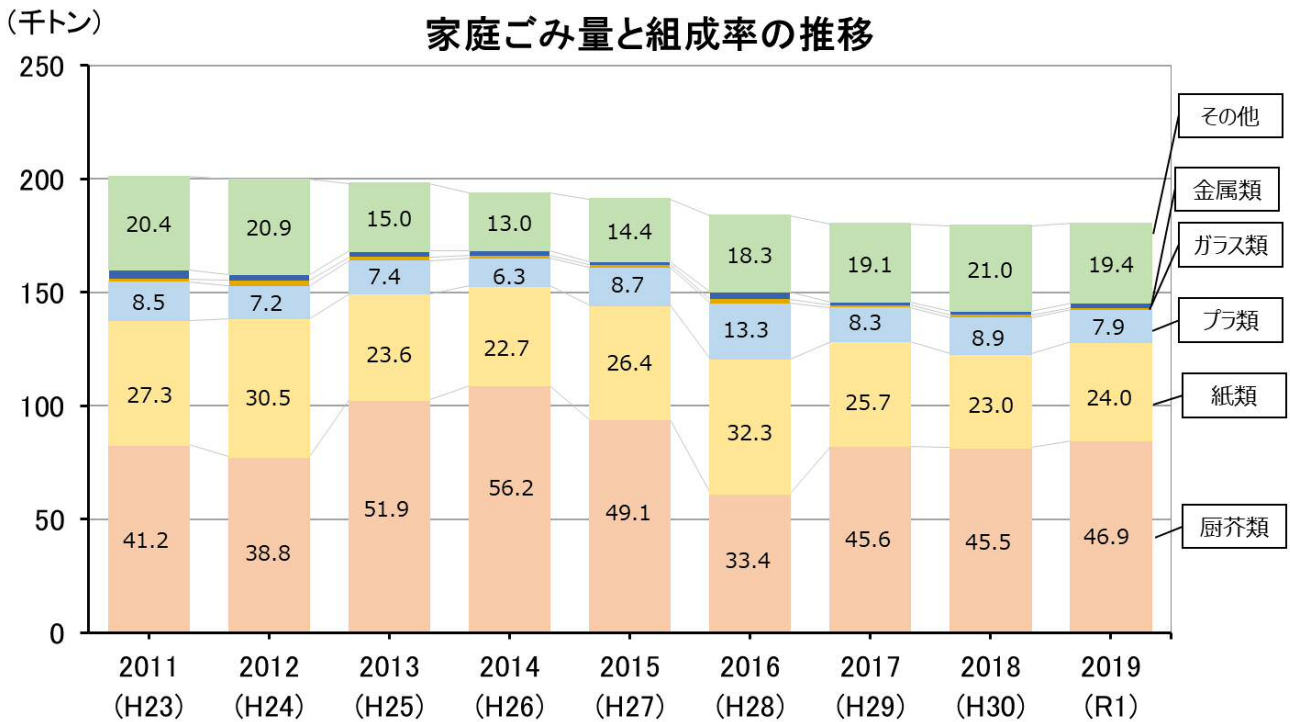
年度	取組み項目
H5	かん・びん分別収集開始
	オフィス町内会による古紙回収を開始
H6	粗大ごみ有料化(事前申込・戸別回収)を開始
	古紙集団資源回収奨励金制度を開始(※3円/kg)
H9	古紙回収用保管庫無償貸与制度を開始
	ペットボトル分別収集を開始
H10	家庭ごみ有料指定袋制度を開始
H12	電気式生ごみ処理機購入助成制度を開始(※H25年度で終了)
	紙パック・白トレイ拠点回収を開始
	北九州市一般廃棄物処理基本計画(H13～22)を策定
H14	パソコン(粗大ごみ)のリサイクルを開始
	蛍光管・色トレイ拠点回収を開始
H16	古紙集団資源回収奨励金制度を見直し ※軒先5円/kg それ以外7円/kg まちづくり協議会地域調整奨励金創設 2円/kg
	事業系ごみ対策
	○搬入手数料改定(7千円/トン⇒1万円/トン)
	○事業所からの市収集を原則廃止 ○リサイクル可能な古紙・木材の焼却工場搬入禁止
H18	家庭ごみ収集制度見直し ○料金改定(大45リットル:15円/袋⇒50円/袋) ○資源化物有料指定袋を導入 ○プラスチック製容器包装の分別収集を開始 ○小物金属の拠点回収開始等
	地域特性型(メニュー選択方式)市民環境活動推進事業を開始 ※剪定枝・廃食用油リサイクル事業
	全市共通ノーレジ袋ポイント事業(カンパスシール)開始 (※H26年度で終了)
H19	溶融炉方式を採用した新門司工場稼動(ごみを溶融して再資源化)
H20	廃食用油リサイクルを開始(民間事業者による拠点回収)
H21	インクカートリッジリサイクルを開始(民間事業者による拠点回収)
	生ごみリサイクル(コンポスト化)講座開始
H23	北九州市循環型社会形成推進基本計画(H23～R2)を策定
H25	小型家電リサイクルを開始
	「市民いっせい雑がみ回収グランプリ」を開催
H26	古着の分別・リサイクル事業を開始
H27	食品ロス削減対策「残しま宣言」運動の開始
H28	北九州市循環型社会形成推進基本計画の改定
	環境省モデル事業による水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の回収事業の実施 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の拠点回収の開始
H29	事業系ごみ対策の強化開始
	環境省実証事業によるプラスチック一括回収・リサイクル事業の実施
H30	「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、協定締結事業者の各店舗において、レジ袋の無料配布を中止
R1	北九州市プラスチックスマート推進事業の開始

4 一般廃棄物処理・生活排水処理の現状

(1) ごみ処理量



(2) 家庭ごみの組成



※棒グラフ中の数値は、家庭ごみ内の組成率 (%)

(3) 一般廃棄物の処理に伴い発生する CO₂ 排出量

市所有の施設・車両及び市委託収集車両からの CO₂ 排出量

(単位:トン-CO₂)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
収集運搬									
燃料消費	1,888	1,921	1,958	1,900	1,979	2,026	1,993	1,976	1,983
中間処理 (焼却)									
補助燃料・電力消費	26,621	30,801	27,921	28,944	29,829	28,421	26,813	25,556	25,538
プラスチック類の焼却	140,827	150,373	144,082	153,144	124,338	124,152	122,166	124,620	129,069
最終処分									
燃料・電力消費	306	413	271	217	264	242	247	193	159
小計	169,642	183,508	174,232	184,205	156,410	154,841	151,219	152,346	156,749
電力・熱の外部供給※	▲ 43,523	▲ 76,522	▲ 70,311	▲ 79,268	▲ 76,978	▲ 78,573	▲ 74,062	▲ 68,705	▲ 69,036
CO ₂ 排出量 (対21年度比)	126,119 (3.8%)	106,986 (-12.0%)	103,921 (-14.5%)	104,937 (-13.7%)	79,432 (-34.6%)	76,268 (-37.3%)	77,157 (-36.5%)	83,641 (-31.2%)	87,713 (-27.8%)

※東日本大震災以降、電源構成の火力発電が占める割合が増えたことにより、焼却工場のごみ発電による CO₂ 削減効果が一時的に大きくなっている。

(4) 家庭系ごみの資源化

ア かん・びん・ペットボトルのリサイクル

(単位:トン)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
かん・びん	8,869	8,704	8,697	8,466	8,548	8,283	8,055	7,790	7,636
ペットボトル	2,092	2,169	2,320	2,232	2,268	2,315	2,337	2,421	2,522
収集計	10,961	10,874	11,017	10,698	10,816	10,598	10,393	10,211	10,158
分別協力率	91.4%	79.4%	85.2%	79.2%	82.5%	76.6%	84.8%	85.5%	89.5%

イ プラスチック製容器包装のリサイクル

(単位:トン)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
収集量	7,594	7,451	7,390	7,321	7,240	7,154	7,062	7,059	7,221
分別協力率	43.8%	44.1%	43.3%	47.8%	35.5%	28.2%	41.3%	41.2%	44.4%

ウ 紙パック・トレイのリサイクル

(単位:トン)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
収集量	333	308	301	280	263	248	244	225	218
回収拠点数	275	273	265	264	238	241	237	231	232

エ 蛍光管・水銀体温計等・小物金属・小型家電のリサイクル

(単位:トン)

年度		2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
蛍光管・ 水銀体温計等	回収量(トン)	97	94	92	89	83	79	78	77	74
	回収拠点数	222	217	207	200	191	190	186	183	183
小物金属	回収量(トン)	119	113	113	116	125	125	134	148	162
	回収拠点数	172	177	177	178	177	178	177	191	169
小型家電	回収量(トン)	—	—	4	6	6	6	7	8	10
	回収拠点数	—	—	65	65	64	65	65	64	63

※平成 25 年 8 月より、小型家電の拠点回収を開始

※平成 29 年 1 月より、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の拠点回収を開始

オ 家庭から排出される古紙のリサイクル

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
集団資源回収 登録団体数	1,792	1,812	1,820	1,823	1,812	1,830	1,834	1,830	1,820
集団資源回収量(トン)	29,106	28,708	27,784	26,873	25,293	23,179	21,769	20,135	18,607
新聞	17,137	16,812	16,007	14,997	13,765	12,440	11,394	10,368	9,270
雑誌	7,424	7,383	6,994	6,729	6,484	5,840	5,500	5,119	4,889
段ボール	4,531	4,511	4,604	4,690	4,518	4,351	4,287	4,121	3,925
その他古紙	14	2	179	457	526	548	587	527	522
新聞販売店による 古紙回収量(トン)	11,481	11,823	10,656	13,262	10,337	8,362	8,878	8,362	7,121
小売店舗の 店頭回収等		3,238	2,663	3,325	5,201	3,561	3,583	6,043	14,561
回収量計(トン)	40,587	43,769	41,103	43,460	40,831	35,102	34,230	34,540	40,289
市民1人あたり年間 合計分別量(kg)	41.7	45.0	42.5	45.1	42.5	36.7	36.0	36.5	42.9

※四捨五入の関係により、総数と内訳の合計が合わないことがある

カ 廃食用油のリサイクル

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
拠点回収 ※1	回収量(トン)	6	6	6	5	5	6	6	6
	回収箇所数	18	18	17	17	17	16	16	17
店頭回収 ※2	回収量(トン)	62	67	68	67	67	63	59	63
	回収拠点数	35	35	34	34	34	31	29	26

※1 自治会・町内会等の活動実績

※2 市内スーパー等の店頭回収ボックスを設置

キ 剪定枝のリサイクル

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
回収量(トン)	159	163	175	166	174	159	159	152	151
回収団体数	22	26	28	26	27	28	28	29	28

ク 生ごみコンポスト化容器活用講座の参加者数

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
生ごみコンポスト 化容器活用講座 ※1	65	36	54	39	50	53	39	27	26
地域生ごみ リサイクル講座 ※2	257	202	190	345	200	184	152	139	177

- ※1 生ごみコンポスト化容器に取り組む目的や各種コンポストの手法の紹介、また各手法に共通して使用できる効果的な発酵菌の製作、培養を体験する講座を実施。
 ※2 地域が主催する生ごみコンポスト化容器に関する講座へ、講師を派遣。

ケ 市内スーパー等との協定によるレジ袋無料配布の中止

「北九州市における食品ロス及びレジ袋削減に向けた取組に関する協定」に基づき、協定締結7事業者の各店舗において、平成30年6月からレジ袋の無料配布中止

	H28年度推計 (実施前)	H30年度 (H30.6～H31.3)	R1年度 (H31.4～R2.3)
レジ袋お断り率	37.9%	74.4%	77.5%

(5) 事業系ごみの資源化（市で把握しているものに限る）

ア 条例対象事業所における資源化の取組み

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
事業所数	730	728	769	776	779	782	777	794	790
資源化量(トン)	37,407	36,694	33,468	35,539	33,352	34,661	42,231	36,660	36,553
資源化率	46.0%	43.7%	41.6%	42.9%	41.4%	42.4%	47.0%	45.2%	45.3%

※条例対象事業所とは、「廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」において、「廃棄物管理責任者の選任」や「再使用又は再生利用に関する計画書の提出」が義務付けられている、一定の延べ床面積以上の大規模事業者や、一定排出量以上の大量排出事業者。平成19年4月に基準を変更し、対象事業所を拡大。

イ オフィス町内会での古紙回収

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
事業所数	17	17	16	16	16	15	15	15	14
資源化量(トン)	419	367	361	319	315	336	321	283	299

※オフィス町内会とは、事業者が一定地区を単位として共同で、紙類やかん・びん等の分別に取り組むもの。本市では、オフィス町内会に対し、紙類等を保管するための保管庫を無償貸与している。

ウ 廃木材・剪定枝のリサイクル

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
民間施設での木材リサイクル量(トン)	17,243	13,488	9,789	9,581	14,514	12,839	12,424	12,681	12,495

エ 紙くずのリサイクル

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
民間施設での紙くずリサイクル量(トン)	3,986	1,953	3,269	3,326	3,584	3,718	3,586	3,881	4,060

オ 食品のリサイクル

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
民間施設での食品リサイクル量(トン)					494	1,044	1,135	927	848

(6) 焼却処理・最終処分

ア 焼却処理

(ア) 処理量

(単位:トン)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
新門司工場	102,292	104,508	109,819	110,556	107,453	103,030	104,934	99,755	100,492
日明工場	116,194	114,825	127,056	127,896	122,539	124,634	110,618	109,126	111,572
皇后崎工場	150,335	155,846	154,821	167,030	158,803	150,737	158,106	150,884	150,025
合 計	368,821	375,179	391,696	405,482	388,795	378,401	373,658	359,765	362,089

※他都市ごみは含まない。併せ産廃（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物）を含む。

(イ) 発電量

(単位:MWh)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
新門司工場	83,611	88,731	90,225	94,055	92,243	81,163	84,446	78,117	77,902
日明工場	30,628	35,600	34,182	34,928	31,273	34,778	34,845	33,774	37,034
皇后崎工場	77,978	89,759	76,755	90,184	84,673	92,963	98,605	100,661	100,385
合 計	192,217	214,090	201,161	219,167	208,189	208,904	217,896	212,552	215,321

イ 一般廃棄物の最終処分量

(単位:トン)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
響灘西地区 廃棄物処分場	55,405	59,106	55,739	56,813	54,455	53,232	49,761	52,886	51,035

(7) ごみ処理の広域連携（現在の受入れ団体と受入れ量）

（単位：トン）

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
直方市	17,064	17,139	16,927	17,753	17,561	17,315	17,219	17,252	17,409
行橋市・みやこ町 清掃施設組合	26,586	26,593	26,191	26,133	26,663	26,751	26,395	26,693	26,685
遠賀・中間地域 広域行政事務組合	37,555	36,572	37,106	36,727	36,305	34,999	34,330	34,290	34,847

※直方市については、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルも含む。

(8) 不法投棄の状況

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
発見件数	1,704	1,849	1,634	1,363	1,314	1,049	938	1,012	856
処理量(トン)	114	109	159	115	140	81	134	51	74
投棄者等	2	13	68	39	62	31	90	7	24
市	112	96	91	76	78	50	44	44	50

※産業廃棄物を含む。

(9) 漂着廃棄物等の処理

市内海岸に漂着したポリタンクの回収状況（北九州市）

漂着時期	回収した個数	
		うち有害な液体が入っていたもの
平成23年12月～24年4月	99個	7個
平成24年11月～25年4月	163個	19個
平成25年12月～26年3月	141個	43個
平成26年12月～27年3月	134個	25個
平成27年12月～28年3月	95個	4個
平成28年12月～29年3月	73個	10個
平成29年12月～30年4月	162個	3個
平成30年12月～31年4月	192個	29個
令和元年12月～2年4月	127個	12個

(10) ごみ処理コスト

(単位:億円/年)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
収集運搬	57	57	58	58	58	53	52	51	51
破碎	2	2	2	2	2	2	2	2	2
選別	6	5	6	6	6	6	6	6	6
焼却	66	63	66	65	66	65	65	56	57
埋立	2	2	1	1	1	2	2	2	2
総経費	133	129	132	132	132	127	127	117	118

※千万円単位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

※平成30年度以降における焼却部門のコストの減少については、平成29年度で皇后崎工場の償却期間が終了したことによるもの。

(11) 環境教育

ア 環境ミュージアム及びエコタウンセンター入場者数

(単位:人)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	累計(※)
環境 ミュージアム	104,973	128,464	131,851	134,124	131,092	131,690	135,008	130,386	114,368	2,169,943
エコタウン センター	29,218 (100,576)	31,106 (103,867)	30,774 (100,643)	30,978 (100,332)	31,142 (100,893)	29,548 (91,407)	32,297 (101,796)	28,971 (100,014)	28,841 (96,150)	545,064 (1,836,729)

※累計について

- ・環境ミュージアムは、開設 (H14) からの累計。
- ・エコタウンセンターは開設 (H13) からの累計。() 内の数値は、エコタウン事業全体の視察者数であり、H10 年度からの視察者数の累計。

イ 環境首都検定

(単位:人)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
受検者数	1,879	2,024	2,141	2,424	2,774	3,185	4,320	4,520	5,117
累計受検者数 (※)	4,225	6,249	8,390	10,814	13,588	16,773	21,093	25,613	30,730

※検定開始 (H20) からの累計

(12) まち美化対策 (各種キャンペーンの実施状況)

年度		2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
“クリーン 北九州” まち美化 キャンペーン	参加人 数(人)	26,526	30,641	22,942	31,198	32,976	26,047	31,632	32,029	32,652
	収集量 (トン)	110.8	104.4	68.8	90.4	99.9	68.6	111.2	94.5	89.7
市民いっせい まち美化の日	参加人 数(人)	92,523	91,551	103,345	104,078	104,887	105,267	104,946	98,152	96,349
	収集量 (トン)	244.5	245.1	291.1	318.8	403.1	404.5	391.4	449.5	393.5

※5月30日～6月30日を「“クリーン北九州”まち美化キャンペーン」、10月の第1日曜日を中心とした9～10月を「市民いっせいまち美化の日」として実施。

(10月1～7日は「清潔なまちづくり週間」)

(13) 本市の処理施設

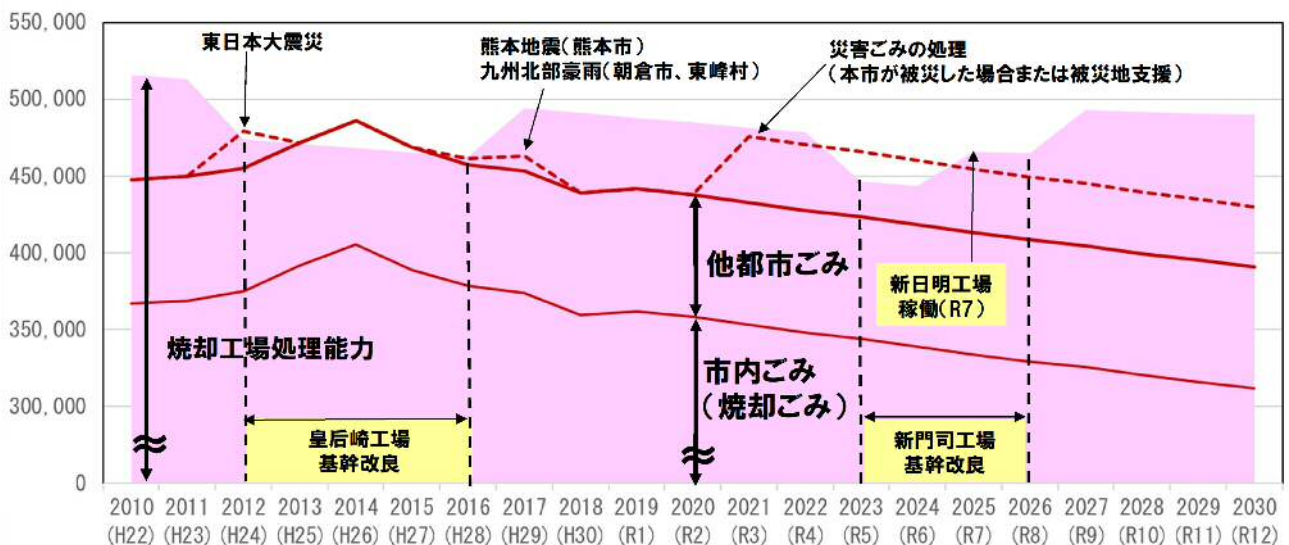
ア 施設の状況

	名称	処理能力	処理対象	稼働年	使用年限 (予定)
焼却工場	日明工場	600 トン/日	一般ごみ	H3	R6 頃
	皇后崎工場	810 トン/日	一般ごみ	H10	R9 頃
	新門司工場	720 トン/日	(一部破碎ごみ)	H19	R18 頃※
選別施設	日明かんびん 資源化センター	32.59 トン/5 時間	かん・びん ペットボトル	R3	R32 頃
	本城かんびん 資源化センター	63 トン/5 時間	紙パック トレイ	H9	R8 頃
	紙パケットレ 選別施設	—	紙パッケ トレイ	H26	R25 頃
	プラスチック 資源化センター	60 トン/日	プラスチック 製容器包装	15 年間の PFI 事業 (H19~R3 年度)	
	名称	容量	処理対象	稼働年	使用年限 (予定)
最終処分場	響灘西地区 廃棄物処分場	7,150 千 m ³	不燃性ごみ	H10	R4 頃

※基幹改良を実施した場合

イ 3 焼却工場の処理能力とごみ量の将来推計

単位:トン



※R1 までは実績値。R2 以降は推計値

※ごみ量予測：市内ごみ（工場での焼却ごみ）＋他都市ごみ＋災害ごみ

※災害ごみの処理 ⇒ （市内ごみ＋他都市ごみ）の 10%を想定

(14) 生活排水処理状況

(単位:人)

年度	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)
行政人口※1 (A)	969,907	966,976	963,267	957,597	956,032	950,429	945,061	939,276	935,432
水洗化・生活排水処理人口 (B)	962,813	960,283	956,943	951,598	950,878	945,462	940,407	934,859	931,292
下水道処理人口※2	961,931	959,424	956,088	950,765	950,184	944,791	939,762	934,234	930,717
合併処理浄化槽人口	547	535	536	520	396	390	376	375	339
漁業集落排水処理施設人口	335	324	319	313	298	281	269	250	236
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	350	314	290	291	273	261	248	237	231
非水洗化人口	6,744	6,379	6,034	5,708	4,881	4,706	4,406	4,180	3,909
下水道処理区域内人口	968,382	965,489	961,799	956,155	954,672	949,124	943,800	938,061	934,282
下水道処理区域外人口	1,525	1,487	1,468	1,442	1,360	1,305	1,261	1,215	1,150
合併処理浄化槽人口	477	469	476	467	347	342	334	333	297
漁業集落排水処理施設人口	335	324	319	313	298	281	269	250	236
生活排水未処理人口	713	694	673	662	715	682	658	632	617
単独処理浄化槽人口	68	62	54	53	55	53	50	40	38
非水洗化人口	645	632	619	609	660	629	608	592	579
生活排水処理率※3 (B/A)	99.3%	99.3%	99.3%	99.4%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.6%

※1 行政人口は、それぞれ次年度の4月1日現在における推計人口

※2 下水道処理人口＝行政人口

－合併処理浄化槽人口

－漁業集落排水処理施設人口

－水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）

－非水洗化人口

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活排水処理人口 (B) ÷ 行政人口 (A)

5 産業廃棄物処理の現状

(1) 市内産業廃棄物処理フロー

発生量	有価物量			有効利用量	有効利用量合計
7,020 (100%)	3,575 (50.9%)			1,257 (17.9%)	4,831 (68.8%)
6,268 (100%)	2,890 (46.1%)			1,295 (20.7%)	4,186 (66.8%)
	排出量	中間処理量	残さ量	最終処分量	最終処分量合計
	3,442 (49.0%)	3,305 (47.1%)	1,329 (18.9%)	72 (1.0%)	210 (3.0%)
	3,352 (53.5%)	3,267 (52.1%)	1,402 (22.4%)	107 (1.7%)	191 (3.0%)
	保管量	中間処理減量			
	3 (0.0%)	1,976 (28.1%)			
	27 (0.4%)	1,865 (29.8%)			
	最終処分量				
	138 (2.0%)				
	85 (1.4%)				

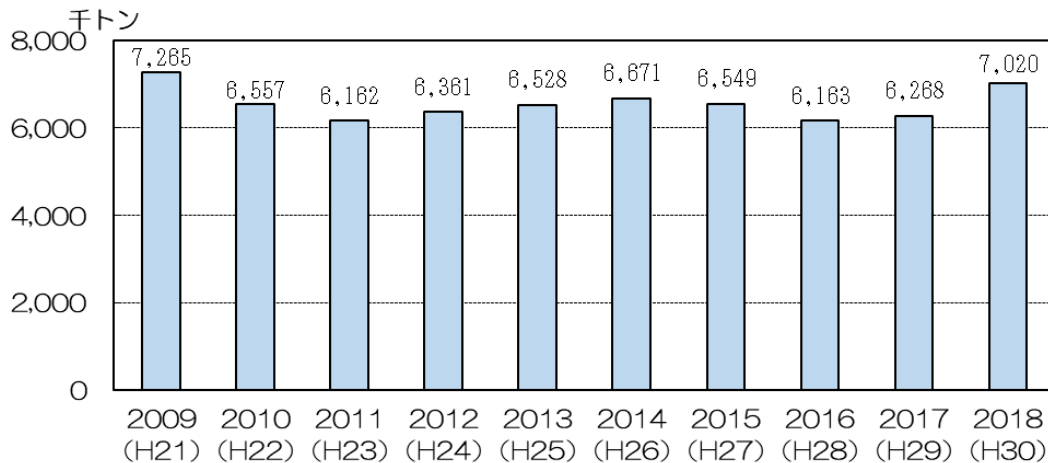
単位：千トン

上段：2018（平成30）年度（発生量に対する割合）

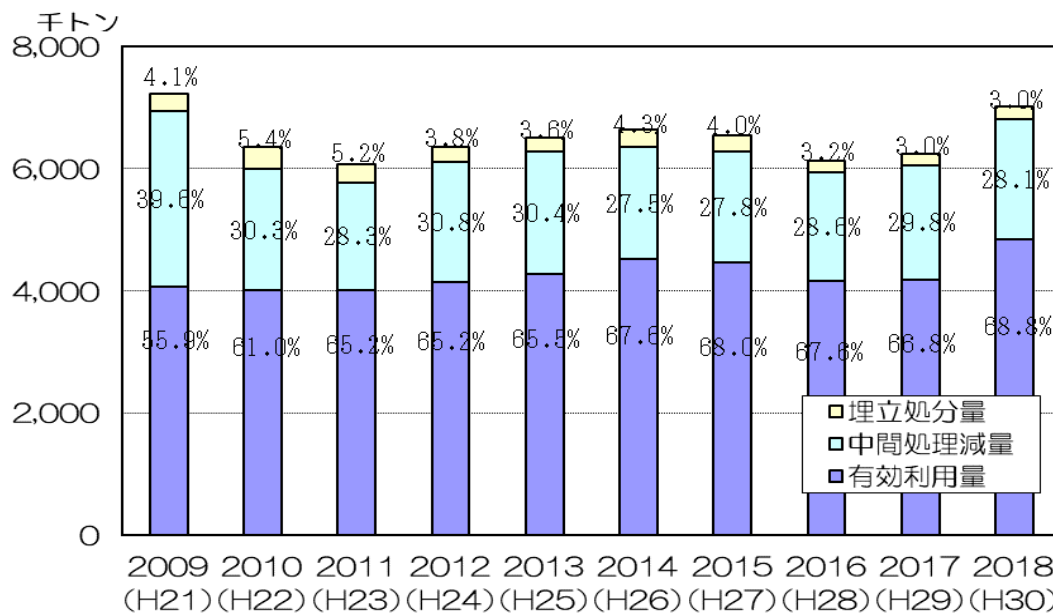
下段：2017（平成29）年度（発生量に対する割合）

※各項目の値は、四捨五入して表示しているため、計算結果が合わない場合がある

(2) 市内産業廃棄物の発生量の推移



ア 処理の内訳

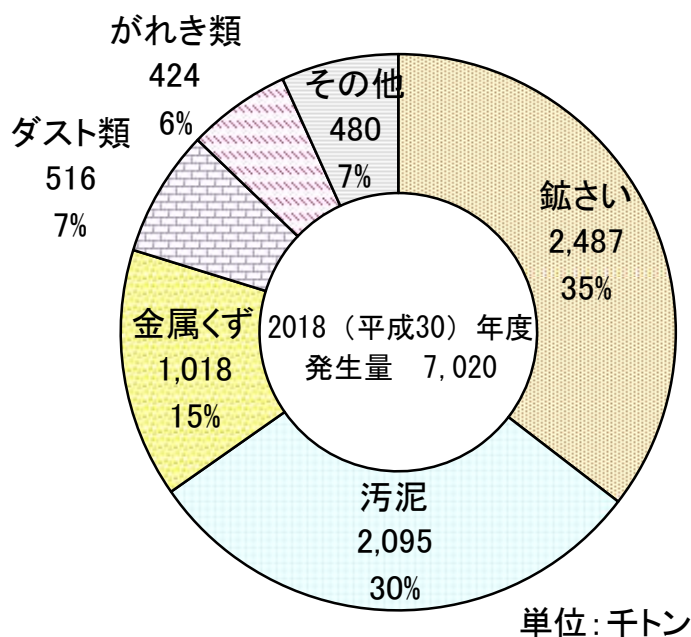


イ 産業廃棄物の種類別

単位：千トン

	2014 (H26)		2015 (H27)		2016 (H28)		2017 (H29)		2018 (H30)	
鉱さい	2,581	(38.7%)	2,531	(38.6%)	2,389	(38.8%)	2,410	(38.5%)	2,487	(35.4%)
汚泥	1,960	(29.4%)	1,960	(29.9%)	1,907	(30.9%)	1,983	(31.6%)	2,095	(29.9%)
金属くず	530	(7.9%)	505	(7.7%)	517	(8.4%)	458	(7.3%)	1,018	(14.5%)
ダスト類	535	(8.0%)	609	(9.3%)	574	(9.3%)	495	(7.9%)	516	(7.4%)
がれき類	545	(8.2%)	435	(6.6%)	357	(5.8%)	420	(6.7%)	424	(6.0%)
ガラスくず	144	(2.2%)	129	(2.0%)	117	(1.9%)	115	(1.8%)	134	(1.9%)
廃酸	135	(2.0%)	126	(1.9%)	132	(2.1%)	132	(2.1%)	132	(1.9%)
廃油	60	(0.9%)	89	(1.4%)	40	(0.7%)	80	(1.3%)	70	(1.0%)
廃プラスチック類	42	(0.6%)	44	(0.7%)	32	(0.5%)	42	(0.7%)	39	(0.6%)
燃え殻	34	(0.5%)	44	(0.7%)	37	(0.6%)	49	(0.8%)	37	(0.5%)
木くず	39	(0.6%)	29	(0.4%)	23	(0.4%)	26	(0.4%)	28	(0.4%)
廃アルカリ	12	(0.2%)	13	(0.2%)	12	(0.2%)	18	(0.3%)	10	(0.1%)
家畜のふん尿	8	(0.1%)	8	(0.1%)	7	(0.1%)	7	(0.1%)	8	(0.1%)
紙くず	21	(0.3%)	7	(0.1%)	8	(0.1%)	8	(0.1%)	7	(0.1%)
動植物性残さ	3	(0.0%)	2	(0.0%)	2	(0.0%)	2	(0.0%)	3	(0.0%)
繊維くず	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	1	(0.0%)
ゴムくず	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
家畜の死体	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
動物系固形不要物	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
その他	22	(0.3%)	20	(0.3%)	9	(0.1%)	22	(0.3%)	10	(0.1%)
合計	6,671		6,549		6,163		6,268		7,020	

()内は発生量合計に対する割合

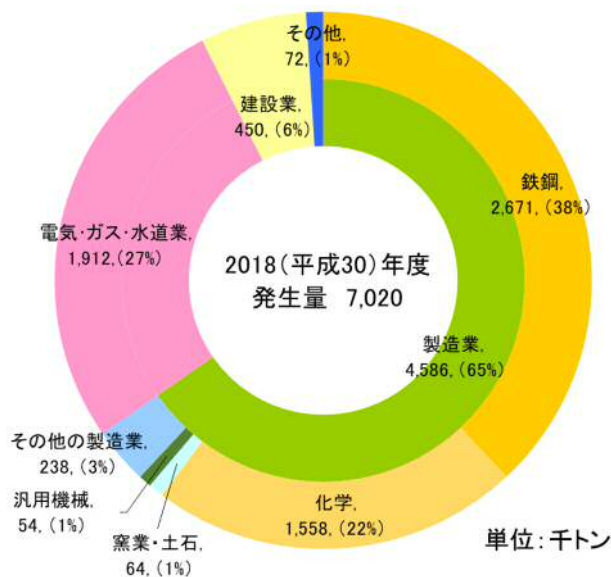


ウ 業種別

単位：千トン

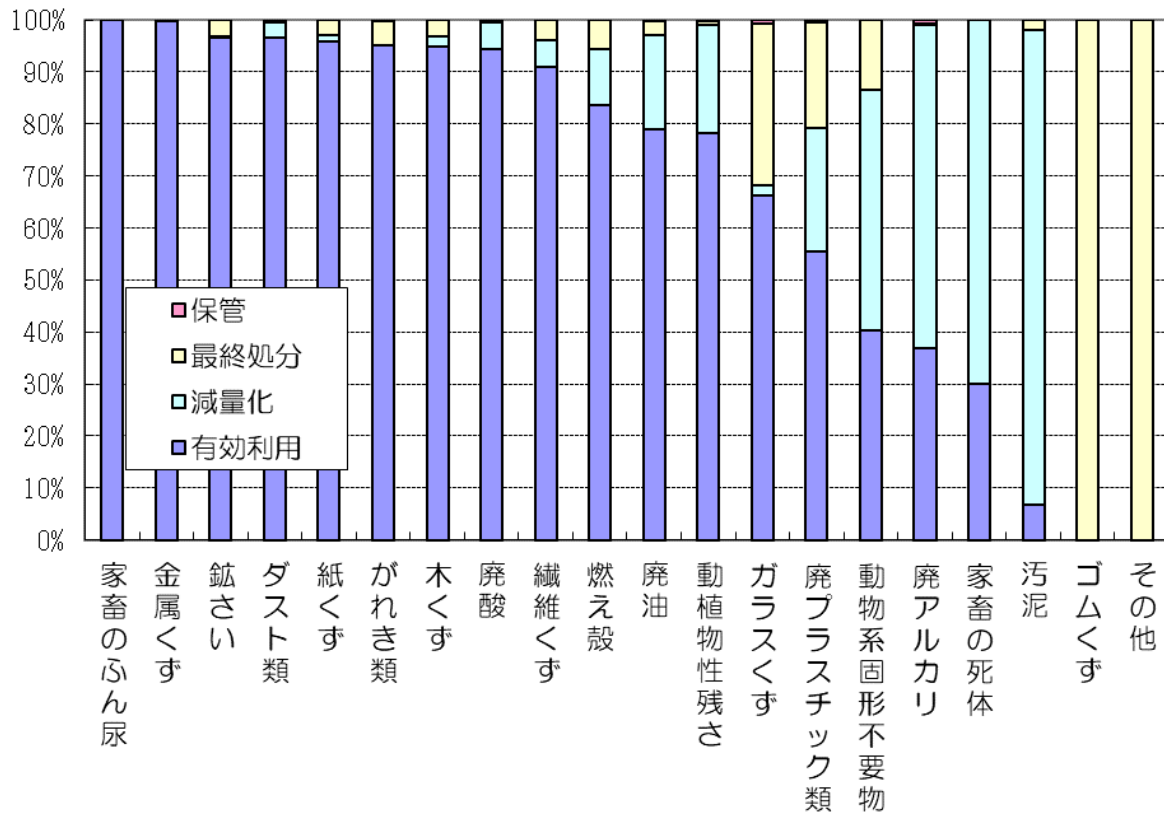
業種	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
製造業	4,177 (62.6%)	4,209 (64.3%)	3,988 (64.7%)	3,897 (62.2%)	4,586 (65.3%)
鉄鋼	3,741 (56.1%)	3,684 (56.2%)	3,551 (57.6%)	3,444 (55.0%)	2,671 (38.1%)
非鉄金属	12 (0.2%)	13 (0.2%)	12 (0.2%)	13 (0.2%)	16 (0.2%)
紙・出版・印刷	27 (0.4%)	26 (0.4%)	25 (0.4%)	27 (0.4%)	45 (0.6%)
化学	116 (1.7%)	130 (2.0%)	108 (1.8%)	110 (1.7%)	1,558 (22.2%)
窯業・土石	65 (1.0%)	72 (1.1%)	64 (1.0%)	67 (1.1%)	64 (0.9%)
食料品・飼料等	70 (1.0%)	66 (1.0%)	66 (1.1%)	59 (0.9%)	21 (0.3%)
汎用機械	48 (0.7%)	49 (0.8%)	50 (0.8%)	52 (0.8%)	54 (0.8%)
石油・石炭	37 (0.6%)	34 (0.5%)	36 (0.6%)	41 (0.6%)	41 (0.6%)
電気・電子	6 (0.1%)	38 (0.6%)	39 (0.6%)	45 (0.7%)	1 (0.0%)
金属製品	21 (0.3%)	61 (0.9%)	17 (0.3%)	14 (0.2%)	11 (0.2%)
輸送機械	8 (0.1%)	10 (0.1%)	9 (0.1%)	10 (0.2%)	15 (0.2%)
プラスチック・ゴム	5 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.1%)	6 (0.1%)
繊維	1 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)
木材・家具	3 (0.0%)	3 (0.0%)	3 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)
その他製造業	17 (0.3%)	17 (0.3%)	2 (0.0%)	6 (0.1%)	78 (1.1%)
電気・ガス・水道業	1,819 (27.3%)	1,773 (27.1%)	1,763 (28.6%)	1,851 (29.5%)	1,912 (27.2%)
建設業	621 (9.3%)	514 (7.8%)	377 (6.1%)	445 (7.1%)	450 (6.4%)
農業	8 (0.1%)	7 (0.1%)	8 (0.1%)	8 (0.1%)	8 (0.1%)
鉱業	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
医療・福祉	1 (0.0%)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)
卸売・小売業	26 (0.4%)	27 (0.4%)	17 (0.3%)	20 (0.3%)	20 (0.3%)
情報通信業、運輸業	6 (0.1%)	8 (0.1%)	4 (0.1%)	15 (0.2%)	14 (0.2%)
教育、学習支援、複合サービス業、その他サービス業、公務	11 (0.2%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	29 (0.5%)	32 (0.5%)
その他	2 (0.0%)	6 (0.1%)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	7 (0.1%)
合計	6,671	6,549	6,163	6,268	7,020

()内は発生量合計に対する割合



※四捨五入の関係により、各項目の合計と総量が一致しない

(3) 産業廃棄物の種類ごとの処理状況（割合）（2018（平成30）年度）



(4) 有効利用量上位の産業廃棄物の種類（2018（平成30）年度）

単位：千トン

廃棄物の種類	発生量	有効利用量	有効利用率
鋳さい	2,487	2,404	96.7%
金属くず	1,018	1,016	99.8%
ダスト類	516	498	96.6%
がれき類	424	403	95.0%
その他	2,575	510	19.8%
合計	7,020	4,831	68.8%

6 市民意識調査結果（市政評価と市政要望） 【一部抜粋】

調査対象者	市内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 人
有効回収数	1,650 票（有効回収率：55.0%）
調査実施日	令和 2 年 5 月 19 日～6 月 15 日
実施方法	郵送調査

順位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1位	防犯、暴力追放運動の推進(741)	防犯、暴力追放運動の推進(702)	防犯、暴力追放運動の推進(915)	防犯、暴力追放運動の推進(1,417)
2位	ごみの適正処理とリサイクル(562)	ごみの適正処理とリサイクル(531)	ごみの適正処理とリサイクル(627)	ごみの適正処理とリサイクル(924)
3位	緑のまちづくりの推進(534)	子育て支援の推進(520)	子育て支援の推進(589)	子育て支援の推進(863)
4位	子育て支援の推進(503)	緑のまちづくりの推進(426)	医療・衛生管理体制の充実(578)	医療・衛生管理体制の充実(790)
5位	健康づくりの推進(463)	医療・衛生管理体制の充実(383)	緑のまちづくりの推進(496)	緑のまちづくりの推進(767)
6位	医療・衛生管理体制の充実(457)	健康づくりの推進(359)	健康づくりの推進(386)	健康づくりの推進(522)
7位	市役所の窓口サービスの向上(239)	市役所の窓口サービスの向上(226)	市役所の窓口サービスの向上(242)	身近な生活道路の整備(354)
8位	高齢社会対策の推進(215)	高齢社会対策の推進(184)	都市景観の整備(218)	市役所の窓口サービスの向上(312)
9位	身近な生活道路の整備(213)	身近な生活道路の整備(167)	高齢社会対策の推進(215)	都市景観の整備(307)
10位	都市景観の整備(203)	観光・コンベンションの振興(166)	大気・騒音・水質などの環境保全(194)	高齢社会対策の推進(292)

※「ごみの適正処理とリサイクル」について平成5年度から1位または2位の評価を継続して得ている。

7 行政評価に係る市民アンケート調査結果 【一部抜粋】

調査対象者	市内に居住する 20 歳以上の男女 3,000 人
有効回収数	1,140 票（有効回収率：38.0%）
調査実施日	令和 2 年 2 月 1 日～27 日
実施方法	郵送調査

＜ごみの減量やリサイクルなど 3R の推進＞

		回答数	常に実行	時々実行	実行していない	無回答
全 体		1,140	45.6%	41.8%	9.5%	3.1%
年 齢	20歳代	84	25.0%	45.2%	29.8%	0.0%
	30歳代	111	27.0%	55.9%	16.2%	0.9%
	40歳代	173	37.0%	52.6%	8.1%	2.3%
	50歳代	183	41.0%	45.9%	10.9%	2.2%
	60歳代	263	51.0%	41.8%	4.9%	2.3%
	70歳以上	289	62.3%	27.3%	5.9%	4.5%
居 住 区	門司区	127	43.3%	40.9%	14.2%	1.6%
	小倉北区	208	38.0%	46.6%	11.5%	3.8%
	小倉南区	234	51.3%	40.2%	6.8%	1.7%
	若松区	104	43.3%	45.2%	11.5%	0.0%
	八幡東区	73	57.5%	38.4%	1.4%	2.7%
	八幡西区	279	46.6%	40.1%	10.0%	3.2%
	戸畑区	76	42.1%	43.4%	10.5%	3.9%

＜食品ロスを減らす取組み＞

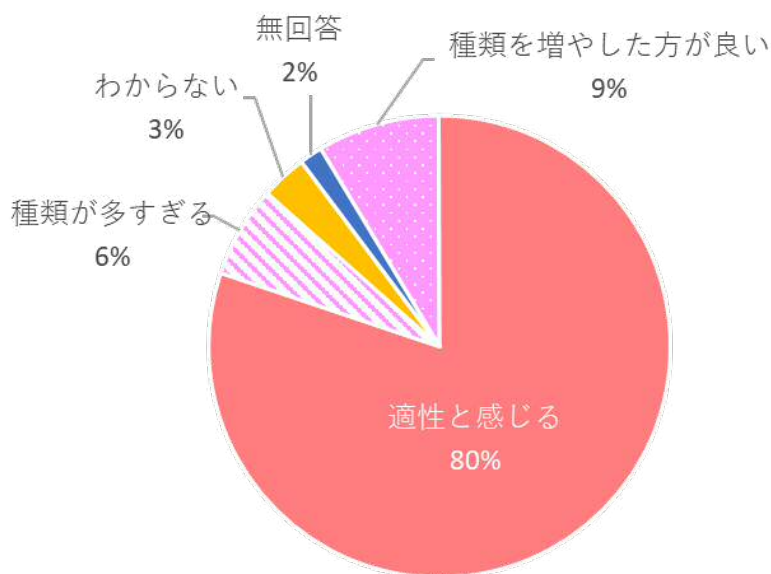
		回答数	常に実行	時々実行	実行していない	無回答
全 体		1,140	58.3%	33.5%	5.4%	2.8%
年 齢	20歳代	84	58.3%	29.8%	11.9%	0.0%
	30歳代	111	55.0%	33.3%	10.8%	0.9%
	40歳代	173	51.4%	41.6%	4.6%	2.3%
	50歳代	183	54.1%	39.3%	4.4%	2.2%
	60歳代	263	62.0%	32.7%	3.8%	1.5%
	70歳以上	289	65.1%	27.3%	3.5%	4.2%
居 住 区	門司区	127	59.8%	29.1%	7.9%	3.1%
	小倉北区	208	60.1%	30.3%	6.3%	3.4%
	小倉南区	234	62.0%	34.2%	2.1%	1.7%
	若松区	104	51.9%	39.4%	7.7%	1.0%
	八幡東区	73	61.6%	31.5%	6.8%	0.0%
	八幡西区	279	56.3%	36.9%	4.3%	2.5%
	戸畑区	76	59.2%	31.6%	6.6%	2.6%

8 家庭ごみの資源化・減量化に関するアンケート調査結果

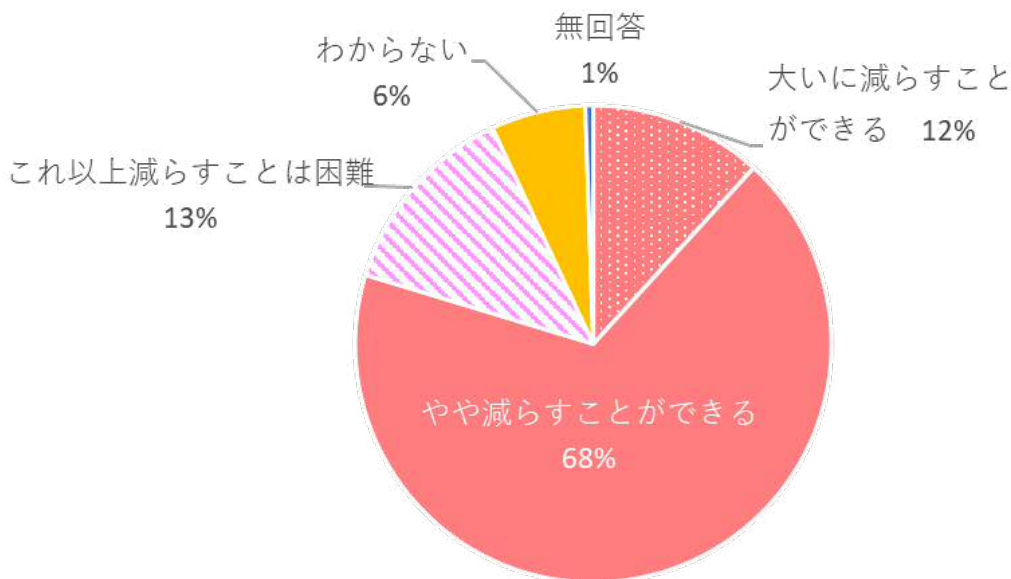
調査対象者	食品ロスダイアリー市民モニター 233 人
有効回答数	187 件（有効回答率：80.3%）
調査期間	令和2年8月3日～9月11日
調査方法	郵送調査

【ごみの分別や資源化・減量化について】

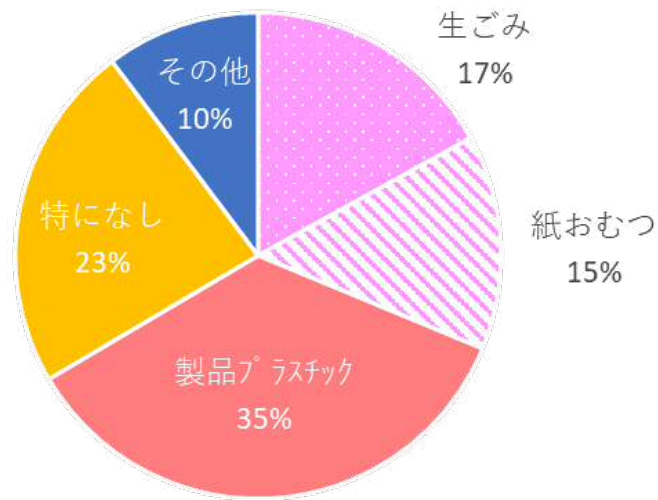
問1 本市の指定袋（家庭ごみ・かんびん・ペットボトル・プラスチック製容器包装）の種類は適正と感じていますか？



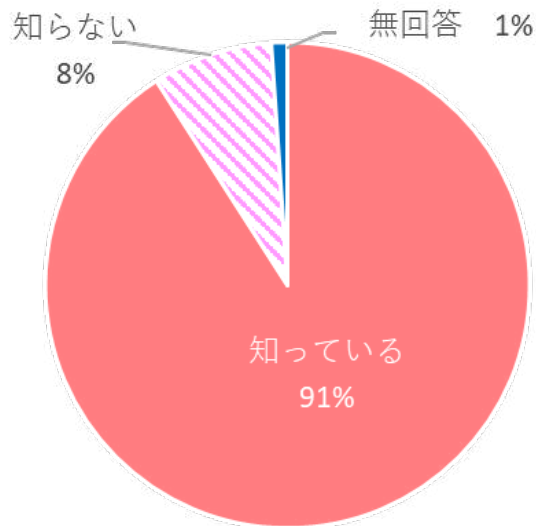
問2 現在ご家庭から出ているごみを、まだ減らすことができると感じていますか？



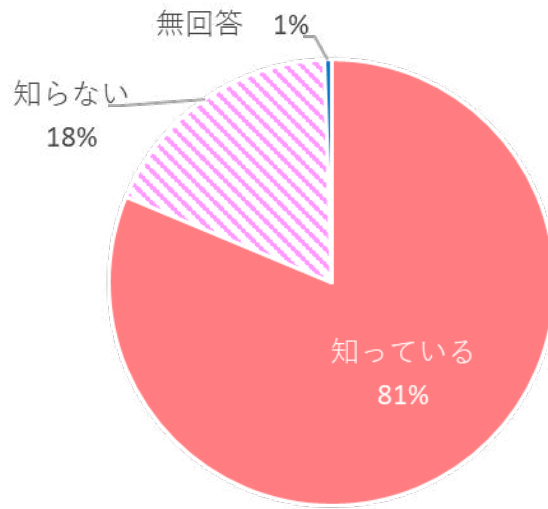
問3 現在ご家庭から出ているごみについて、出す機会が多く、新たに分別できると思う品目があれば、該当する項目に○をつけてください（複数回答可）



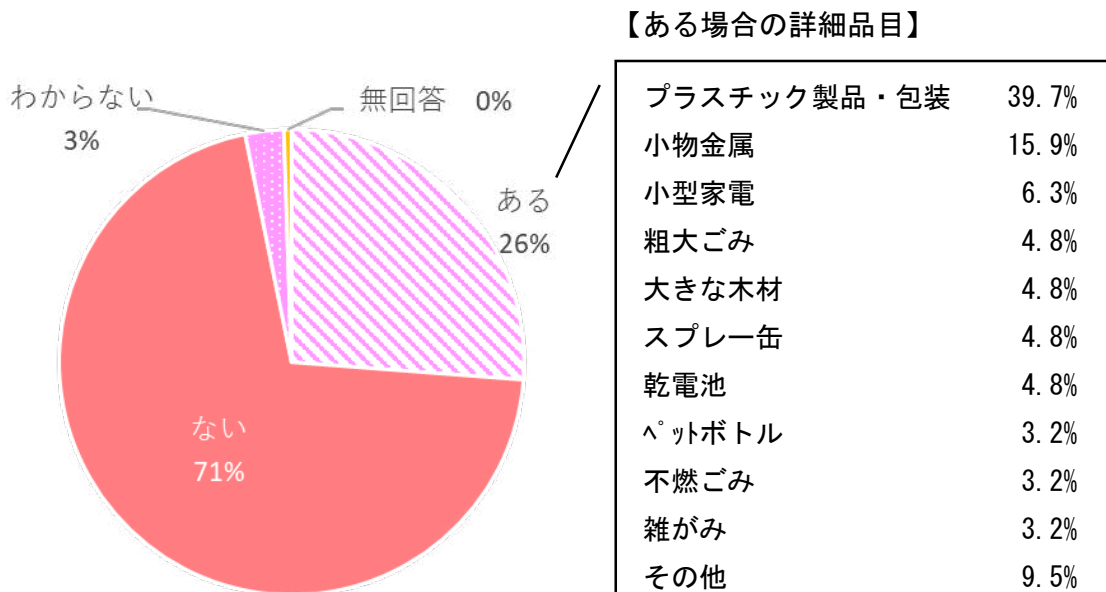
問4 雑がみ（新聞や雑誌、段ボール以外の、はがきやお菓子の箱など）も地域の集団資源回収等でリサイクルできることを知っていますか？



問5 生ごみの80%を占める水分を水切りすることで、家庭ごみの減量になることを知っていますか？

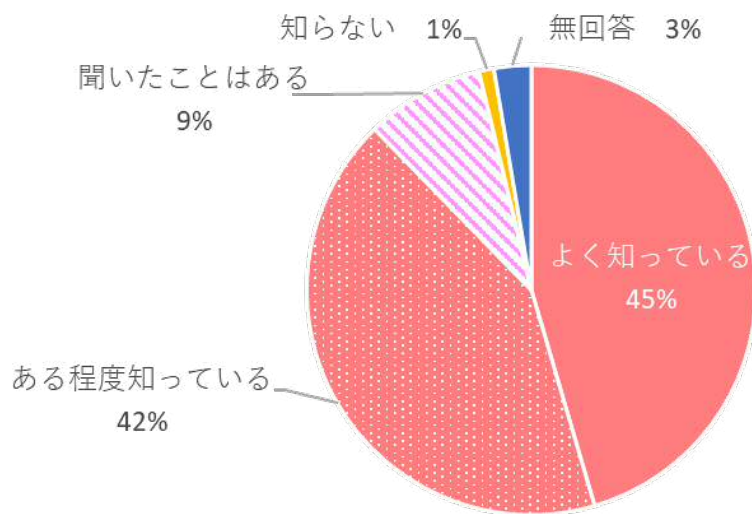


問6 北九州市のごみの捨て方が分かりにくいと感じたことはありますか？

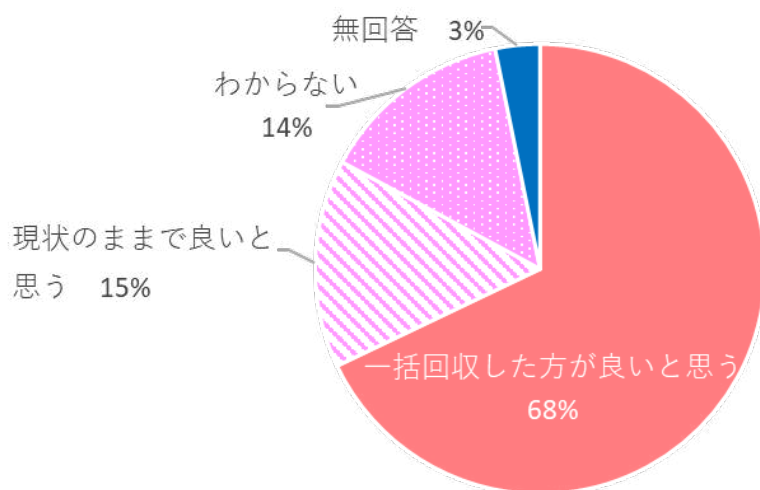


【プラスチックごみについて】

問7 現在、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題になっていることを知っていますか？

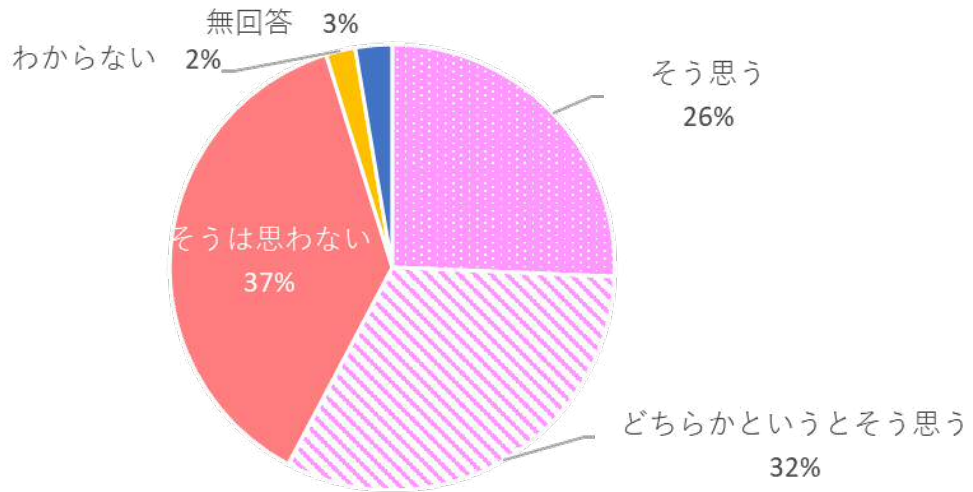


問8 現在はプラスチック製容器包装の対象外となっている、バケツやおもちゃなどのいわゆる製品プラスチックも、プラスチック製容器包装の袋で一括回収した方が良いと思いますか？

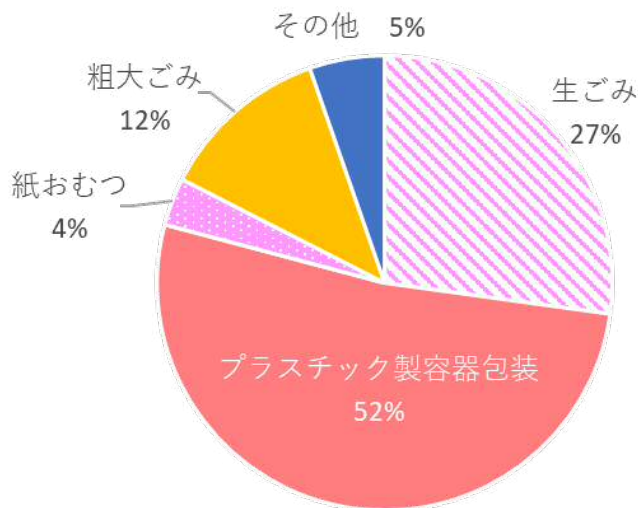


【新型コロナウイルスの影響について】

問9 国が新しく示した「新しい生活様式」の実践例に、持ち帰りや出前、デリバリーの活用が示されたり、外出自粛により家で過ごす時間が増えたりしているかと思いますが、新型コロナウイルスが確認される前と比べて、家庭ごみの量は増えたと思いますか？

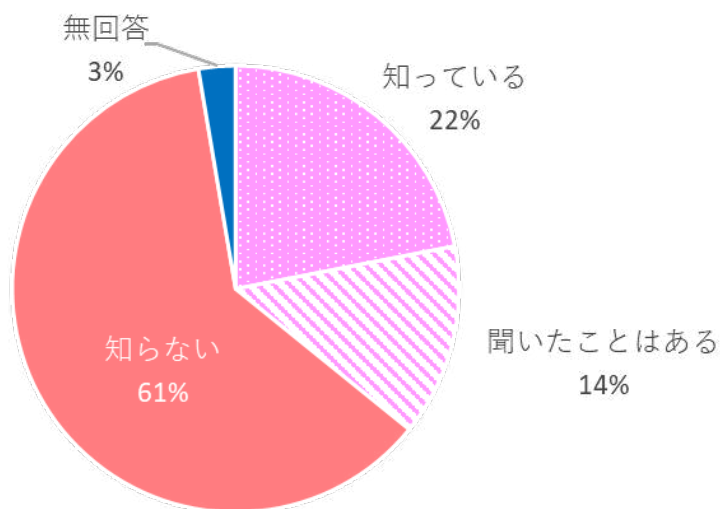


問10 新型コロナウイルスの影響で家庭ごみの量が増えたと思う品目があれば、該当する項目に○をつけてください（複数回答可）

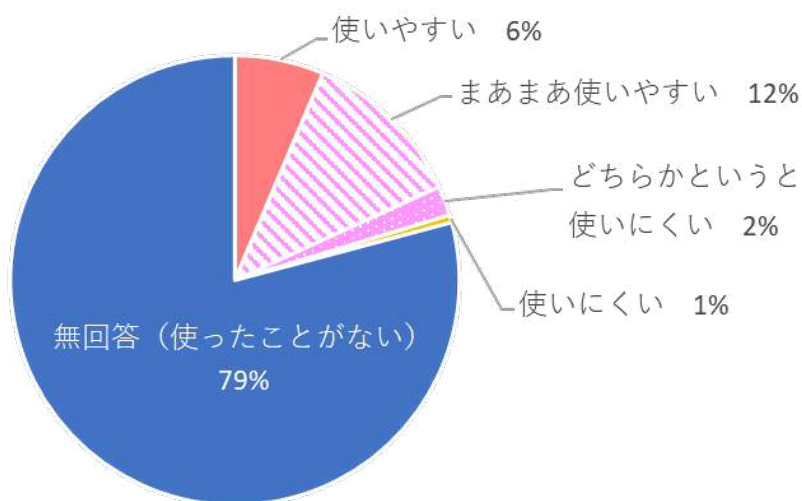


【廃棄物に関する行政サービスへの評価について】

問 11 「北九州市ごみ分別アプリ 分別大事典」を知っていますか？



問 12 「北九州市ごみ分別アプリ 分別大事典」を使ったことがある方に伺います。
「北九州市ごみ分別アプリ 分別大事典」の使いやすさはいかがでしたか？



問 13 以下に示す北九州市のごみ処理・リサイクルに関する取組みについて、評価できると感じられる取組があれば該当する項目に○を、もっと取り組んでほしい要望があれば該当する項目に△を、つけてください。(複数回答可)

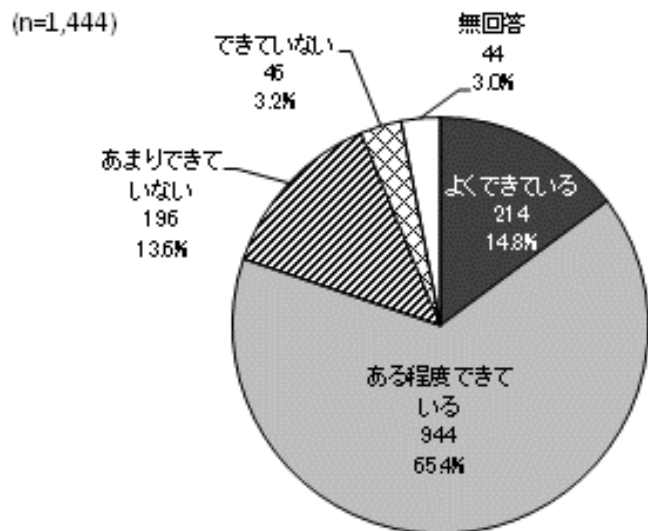
評価できる施策		もっと取り組んでほしい施策	
1位	かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集及びリサイクル	1位	古着のリサイクル事業の推進
2位	古紙リサイクルの推進（集団資源回収の支援）	2位	生ごみコンポストによるリサイクルの推進
3位	紙パック、トレイのリサイクルの推進	2位	小型電子機器のリサイクルの推進
4位	「残しま宣言運動」や食品ロスダイアリーによる食品ロスの削減（発生抑制）	4位	分別大事典（アプリ含む）やていたんプレスによる市民啓発、情報提供
5位	古着のリサイクル事業の推進	5位	蛍光管、廃食用油、小物金属などのリサイクルの推進
6位	家電（冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機）リサイクルの推進	6位	「残しま宣言運動」や食品ロスダイアリーによる食品ロスの削減（発生抑制）
7位	環境ミュージアムやエコタウンセンターでの常設展示などによる市民啓発	7位	家電（冷蔵庫・テレビ・エアコン・洗濯機）リサイクルの推進
8位	蛍光管、廃食用油、小物金属などのリサイクルの推進	8位	環境ミュージアムやエコタウンセンターでの常設展示などによる市民啓発
9位	生ごみコンポストによるリサイクルの推進	9位	紙パック、トレイのリサイクルの推進
10位	小型電子機器のリサイクルの推進	10位	古紙リサイクルの推進（集団資源回収の支援）
10位	分別大事典（アプリ含む）やていたんプレスによる市民啓発、情報提供	11位	かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集及びリサイクル

9 事業系ごみ排出実態調査結果 【一部抜粋】

調査対象	市内に所在する 3,000 事業所
有効回答数	1,444 件（有効回答率：48.1%）
調査期間	令和2年8月11日～31日
調査方法	郵送調査

(1) ごみの減量・リサイクルの取組み

80%を超える事業者がごみの減量・リサイクルに取り組んでいるとの回答であり、事業者の意識は高まっている一方で、業種間では取組みの度合いに差が見られました。



業種分類	上段: 実数 下段: %	全体	よくできている	ある程度できている	あまりできていない	できていない	無回答
		1,444 100.0	214 14.8	944 65.4	196 13.6	46 3.2	44 3.0
A 繊維・衣料品・身のまわり品	58 100.0	14 24.1	28 48.3	10 17.2	4 6.9	2 3.4	
B 農林漁業・食料食品・飲食業	203 100.0	27 13.3	114 56.2	41 20.2	8 3.9	13 6.4	
C 建設・建設資材・不動産	176 100.0	32 18.2	117 66.5	19 10.8	5 2.8	3 1.7	
D 木製品・紙・印刷出版・事務用品	19 100.0	3 15.8	12 63.2	3 15.8	-	1 5.3	
E 鉱業・エネルギー・石油石炭製品	15 100.0	2 13.3	12 80.0	1 6.7	-	-	
F 窯業・土石・金属	39 100.0	6 15.4	29 74.4	3 7.7	-	1 2.6	
G 化学・ゴム・プラスチック製品	13 100.0	2 15.4	7 53.8	2 15.4	-	2 15.4	
H 機械・器具	79 100.0	11 13.9	53 67.1	12 15.2	2 2.5	1 1.3	
I 各種商品販売	98 100.0	17 17.3	68 69.4	11 11.2	1 1.0	1 1.0	
J 医療・医薬・保健衛生	182 100.0	30 16.5	125 68.7	17 9.3	6 3.3	4 2.2	
K 生活関連サービス	213 100.0	28 13.1	149 70.0	22 10.3	6 2.8	8 3.8	
L 社会関連サービス	207 100.0	28 13.5	138 66.7	30 14.5	9 4.3	2 1.0	
M 各種組合・団体及び施設・機関	97 100.0	10 10.3	55 56.7	22 22.7	5 5.2	5 5.2	
N 官公庁	45 100.0	4 8.9	37 82.2	3 6.7	-	1 2.2	

(2) 事業系ごみ処理方法の認知度

90%を超える事業者が収集に関するルールについて知っているという一方で、リサイクル可能な古紙や廃木材の市の焼却施設への搬入を禁止していることについては約20%の事業者から「知らなかった」との回答があった。

《収集》

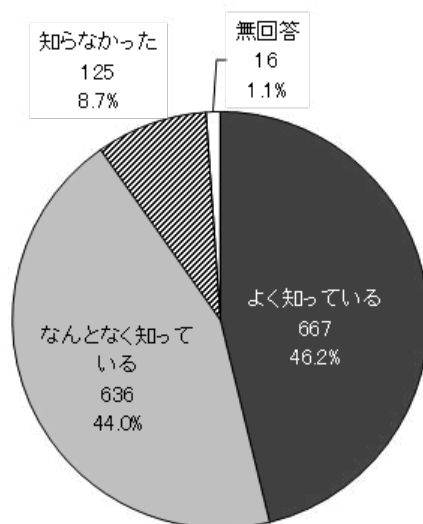
○事業所から出るごみは、量にかかわらず事業者自らの責任で処理すること。

※例外として、次の条件を満たす事業所（住居併設事業所）に限って

市の指定袋による収集を行うことができる

- ① 住居と事業所が構造上一体であるもの
- ② ごみ量が家庭並みに少ない（1回の収集日に2袋程度）
- ③ 家庭ごみとの区別が困難である

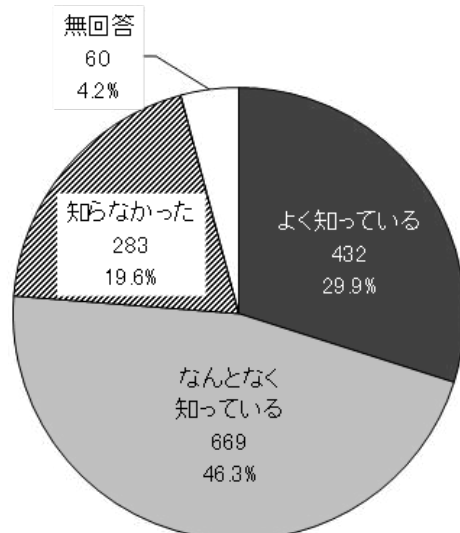
(n=1,444)



《焼却工場の受入》

○リサイクル可能な古紙、廃木材の受入禁止

(n=1,444)



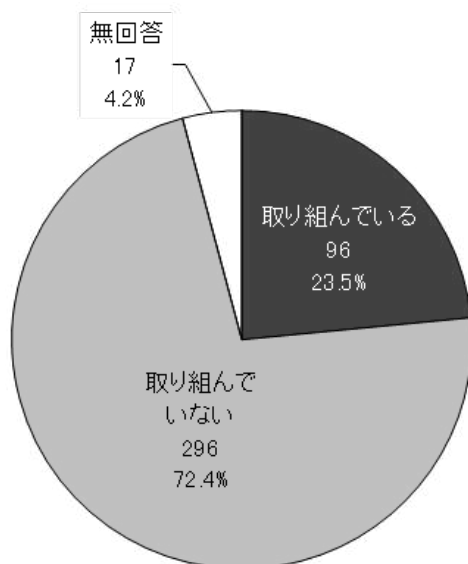
(3) 品目別のリサイクルの取組み

ア 食品

食品廃棄物が発生する事業者のうち、リサイクルに取り組んでいる事業者は 20%程度にとどまった。リサイクルに取り組むための条件としては、「リサイクルの処理費用がごみ処理費用と同等以下になること」と考える事業者が半数以上であった。

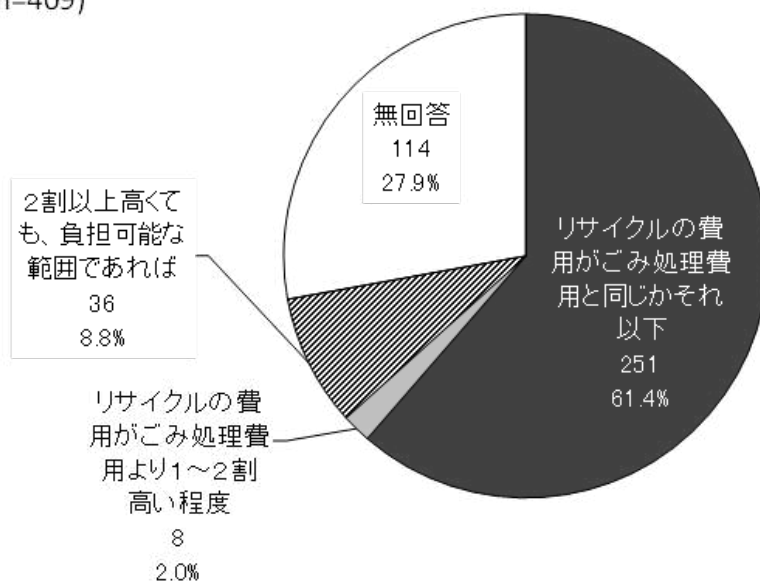
《リサイクルの状況》

(n=409)



《リサイクルに取り組むための条件》

(n=409)

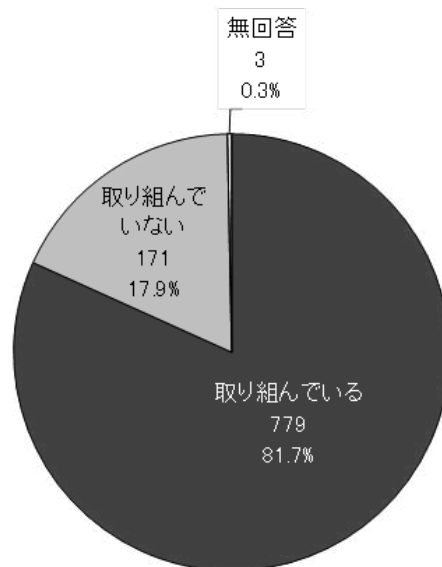


イ 機密古紙

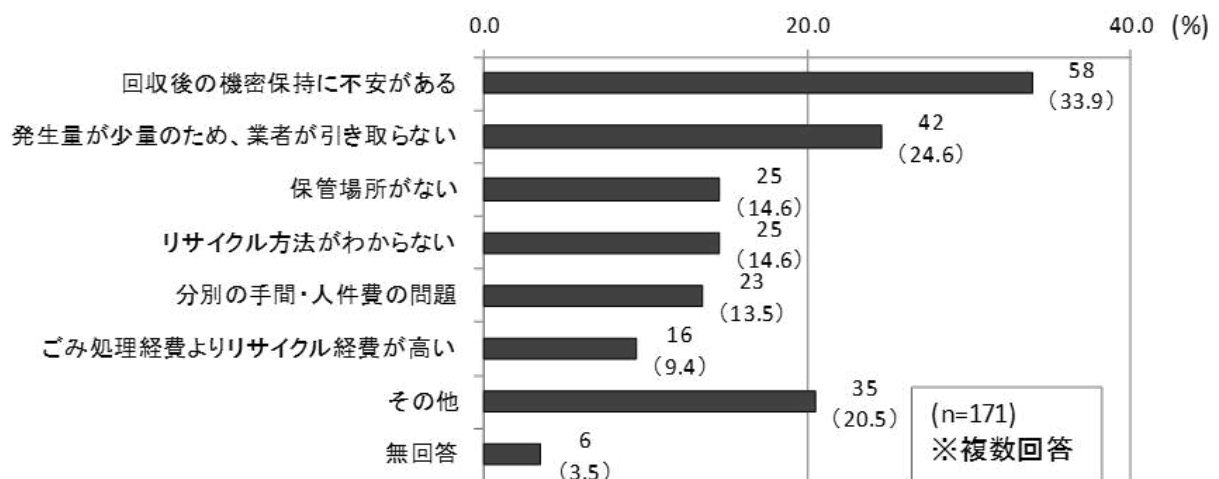
機密古紙が発生する事業者のうち、約 18%の事業者がリサイクルに取り組んでいないとの回答であった。リサイクルしない理由としては、「機密保持の不安」が 33.9%と最も多かった。

《リサイクルの状況》

(n=953)



《リサイクルしない理由》



10 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の策定審議経過

基本計画の策定にあたり、市民・事業者・学識経験者など様々な立場から意見をいただき、議論を深めながら検討を進めるため、「北九州市環境審議会」に諮問し、審議を行った。

【北九州市環境審議会委員（第14期）】（令和3年4月20日時点）（敬称略、五十音順）

氏名	団体名・役職
藍川 昌秀	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
浅野 直人 [会長]	福岡大学 名誉教授
壹岐尾 恵美	元北九州ミズ21委員会 第11期委員
池田 幹友	(一社)北九州中小企業団体連合会 会長
井上 しんご	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
井上 智帆	TOTO UNION 副書記長(連合福岡北九州地域協議会)
上田 直子	北九州市立大学 名誉教授
江口 恵子	梅光学院大学 特任教授
大田 純子	(公財)地球環境戦略研究機関 北九州アーバンセンター 研究員
北野 久美	北九州市保育士会 会長、北九州市保育所連盟 副会長
中島 隆治	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員長
服部 祐充子	地球交遊クラブ 代表
浜口 恒博	北九州市議会議員 環境水道委員会 副委員長
古野 英樹 [特別委員]	(公財)北九州国際技術協力協会(KITA) 理事長
細川 文枝	北九州商工会議所女性会 理事[光進工業(株)]
松井 清記	北九州市環境衛生総連合会 会長
松永 裕己 [会長代理]	北九州市立大学大学院 マネジメント研究科 教授
松村 佐和子	北九州市女性団体連絡会議 理事
森 莉乃	市民公募委員(北九州市立大学 学生)
山田 真知子	福岡女子大学 名誉教授
山根 小雪 [特別委員]	日経BP社 日経エネルギーNext 編集長
吉田 幸正	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員

(委員の交代)

(敬称略、五十音順)

氏名	退任年月日	委員就任時の所属等
荒川 徹	令和3年2月9日	北九州市議会議員 環境水道委員会 副委員長
木畑 広宣	令和3年2月9日	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
本田 忠弘	令和3年2月9日	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
吉村 太志	令和3年2月9日	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員長

【北九州市環境審議会における計画策定審議】

	審議内容
<p>第1回 (令和2年8月7日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定の諮問 ○本市のごみ処理状況 ○次期計画の策定の進め方
<p>第2回 (令和2年10月30日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭系ごみの減量化・資源化 ○事業系ごみの減量化・資源化 ○プラスチックごみ対策 ○食品ロス削減対策 ○環境教育の推進 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>第3回 (令和3年1月21日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理体制のあり方 (広域連携、災害廃棄物処理、工場体制 など) ○ごみ処理部門における脱炭素社会への貢献 ○環境国際協力・ビジネスの推進 ○次期計画の目標値 ○次期計画の骨子(案) <p style="text-align: right;">など</p>
<p>第4回 (令和3年4月21日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント案のとりまとめ

11 根拠法令

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

○ 食品ロスの削減の推進に関する法律（抜粋）

（市町村食品ロス削減推進計画）

第十三条 市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 略